

令和5年度スポーツ活動等普及奨励助成事業募集要項

(中学校等の放課後活動への助成)

公益財団法人スポーツ安全協会

■助成の目的：我が国におけるスポーツ活動等（スポーツ活動及び社会教育活動、文化活動）の普及奨励を図ることを目的とする。

■助成対象事業及び助成金額：

- 不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的に実施する次の事業を助成対象事業とする。

事業内容

(1) 先導的モデル推進事業

市区町村と学校及び関係団体等とが連携・協力して、部活動等放課後活動を先導的・計画的に推進するためのモデルとなる事業

例…子供たちが地域で多様な活動を継続的に親しめる環境づくり、中学生が参画する体制、安全に活動する体制等

(2) 地域連携・移行普及事業

中学校部活動の地域連携・移行に向けて、中学生が各地域で多様な活動に親しむ機会を提供する事業

例…中学生を対象とした競技会、交流会、研修会、コンクール、発表会等

※ 平日のみ、休日のみ又は平日と休日の組み合わせのいずれも対象とする。

※ いずれも、営利的なイベント、興行は対象外とする。

- 助成金額及び助成期間は、次のとおりとする。

(1) 先導的モデル推進事業

…1事業上限250万円/1年

原則3年間（令和5年度から7年度）の助成とする。ただし、進捗状況等によっては途中で助成を終了する場合もある。

(2) 地域連携・移行普及事業

…1事業上限50万円

単年度（令和5年度）の助成とする。

- ※ 対象経費は、事業に要する経費（人件費、諸謝金、交通費、賃借料、消耗品費、雑役務費、一般管理費（10%を上限））とし、助成期間内に使用した経費に限る。
- ※ 助成金交付申請額は査定（減額）されることがある。

■助成対象者：

（1）先導的モデル推進事業

地方公共団体、法人格を有するスポーツ及び社会教育、文化関係団体、大学、実行委員会等事業の企画運営に当たる組織

（2）地域連携・移行普及事業

地方公共団体、スポーツ及び社会教育、文化関係団体（法人格の有無は問わない）、大学、実行委員会等事業の企画運営に当たる組織

- ※ 実行委員会等事業の企画運営に当たる組織は、（1）（2）ともに、行政が関与している場合に限る。

■応募方法：

- ・本会所定の別添助成金交付申請書（様式第1号）をダウンロードし、必要事項を記入の上、関係資料を添えて本会宛（下段提出先）に提出のこと。
・提出する助成金交付申請書（様式第1号）のうち、「別添①事業計画書（①-A、①-B）」及び「別添②事業予算書（②-A、②-B）」についてはWord形式とすること。なお、申請書（鏡文）、関係資料については、PDF可。
- 申請書等の提出は、メールで提出すること。（郵送不可）
送信メールの題名は、「【団体名】令和5年度スポーツ活動等普及助成事業申請（放課後活動）」とすること。
- 令和5年度事業の応募締め切りは**令和5年7月14日（金）16時必着**
- 応募（申請）は、1団体1事業とする。

■助成対象（事業実施）期間：

（1）先導的モデル推進事業について

令和5年8月1日から令和8年3月31日（3か年）までに実施される活動（令和6年以降は、毎年4月1日から翌年3月31日）

ただし、助成金額については、毎年度の申請書（中間報告書等）を審査の上、決定する。

(2) 地域連携・移行普及事業について

令和5年8月1日から令和6年3月10日までに実施される活動

■**選定方法**：本会審査委員会で審査の上、決定する。

■**助成期間終了までの流れ**

- 応募受付期間：令和5年6月21日（水）から令和5年7月14日（金）16時
- 助成対象事業及び助成金の決定・通知：令和5年7月下旬
- 助成事業の開始：令和5年8月1日から
- 助成金の交付：令和5年8月下旬から9月中旬

- 中間報告書（様式第2号）の提出：①先導的モデル推進事業のみ
 - ・中間報告書（**様式第2号**）をダウンロードし、必要事項を記載の上、関係資料（開催要項、パンフレット、ポスター等）を添えて本会宛（下段提出先）に提出のこと。
 - ・提出する中間報告書（**様式第2号**）のうち「別添③事業中間報告書」、「別添④事業中間決算書」、「別添⑤事業計画書」、「別添⑥事業予算書」については Word形式 とすること。なお、鏡文、関係資料については、PDF可。
 - ・中間報告の内容や今後の方針等については、ヒアリングを行うことがある。
 - ・中間報告書（**様式第2号**）の提出：
令和5年度事業分は令和6年4月10日（厳守）
令和6年度事業分は令和7年4月10日（厳守）

- 実績報告書（**様式第3号**）の提出：
 - ①先導的モデル推進事業
 - ・3年間（令和5年度～令和7年度）の助成事業が終了した後、令和8年4月10日に提出すること。なお、様式については後日提示する。
 - ②地域連携・移行普及事業
 - ・実績報告書（**様式第3号**）をダウンロードし、必要事項を記載の上、関係資料（実施要項、パンフレット、ポスター等）を添えて本会宛（下段提出先）に提出のこと。
 - ・提出する実績報告書（**様式第3号**）のうち「別添⑦事業報告書」及び「別添⑧事業決算書」については Word形式 とすること。なお、鏡文、関係資料については、PDF可。
 - ・実績報告書（**様式第3号**）の提出：事業終了後30日以内若しくは翌年度4月10日のいずれか早い日（厳守）

- 中間報告書及び実績報告書等の提出は、メールで提出すること。
送信メールの題名は、「【団体名】令和5年度スポーツ活動等普及助成事業実績報告（放課後活動）」とすること。

■留意事項：

- 申請書の返却及び審査の経緯や結果についての問合せは、受付けない。
- 次の事項に該当する場合、助成金の全額又は一部を返還しなければならない。
 - ① 対象事業を中止又は廃止した場合
 - ② 報告書の提出を怠った場合
 - ③ 提出書類に虚偽の記述を行った場合
 - ④ 決算で剰余金が生じた場合ただし、①先導的モデル推進事業については、助成期間中は繰り越すことができる。
- 助成対象に採択された事業は、その実施要項、看板、プログラム等に『公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ活動等普及奨励助成事業』である旨を明示しなければならない。
また、大会等プログラムを作成する場合は、本会広告データ（CD）を使用して「スポーツ安全保険」の広告を掲出すると共に、大会等ホームページに「スポーツ安全保険」のバナーを貼付すること。
- 参加者の安心・安全な活動への配慮として、スポーツ安全保険を推奨するなど必要に応じて適切な保険に加入すること。
- 事業の視察や調査、本助成に関するヒアリング等を行う場合、あるいは、成果の普及や情報発信などについて、当協会から依頼や指示を受けた場合は協力すること。

■個人情報の取扱い等：

- 提出書類に記載の個人情報は、業務遂行上必要な範囲内で取扱う。
- 助成決定団体、事業名及び助成金額を本会ホームページで公表する。

■関係書類提出先：公益財団法人スポーツ安全協会

E-mail：josei@spoan.or.jp

■担当：公益財団法人スポーツ安全協会 黒澤

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-6-11 西新橋光和ビル 8階

Tel：090（7261）6744 （平日 10時～16時）